

令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	<p>オンライン申請サービスについて 申請は、支給のお知らせに対する連絡（口座の変更や辞退）と確認書の返信（いわゆる給付申請）の2種類があるが、オンライン申請サービスの構築対象は後者の「確認書の返信（いわゆる給付申請）」と認識しているがよろしいか。</p>	<p>支給のお知らせ方式の対象者における口座変更や辞退等については、コールセンターで電話受付したものを以外に、高松市で把握した対象者をCSV形式のデータで随時お渡しする想定です。その後、対象者への口座変更等の通知の送付から給付に関する処理が完了するまでの事務をお願いすることになります。 確認書方式の対象者についてはオンライン申請用のホームページの用意から運用までの全てをお願いすることになります。</p>
2	<p>システム構築にかかる受領データについて 住基データやDV対象者リスト、その他関連データ等の住民の基本データに加え、不足額給付Ⅰ、Ⅱとも国の算定ツールもしくは貴市で抽出された支給対象者及びその支給額などの対象者データをご支給（支給要件を判定するための課税データや過去の支給データをもとに受託業者側で対象者の判定・支給金額の算出および抽出は貴市から頂ける）いただけるという認識で構わないか。</p>	<p>お渡しするデータについては、以下の1～6を想定しています。各データに基本データ（住基データ、DV対象者データ等）を結びつけていただくことになります。また、各データはそれぞれ別の日程でのお渡しになると思われるため、その都度、対象者の追加等の処理が必要であることをご考慮ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不足額給付Ⅰ：算定ツール結果データ（合計所得金額1,805万円超を含む） 2. 不足額給付Ⅱ：対象及び対象外データ 3. 未申告（就職等で所得税発生）：算定ツールの結果 4. R6.1.2以降の転入者（転入前自治体への所得照会が必要）：算定ツールの結果データ（合計所得金額1,805万円超を含む） 5. R6.1.2以降の入国者：対象者データ 6. その他：追加となる対象及び対象外データ <p>なお、高松市で用意できるデータの内容によっては、対象者を特定するための計算や抽出等の加工が必要となる可能性についてもご考慮ください。</p>